

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成23年12月13日（水曜日）

## 総務消防委員会

日時 平成23年12月13日（火曜日） 午前9時00分開会  
場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

- 1 総務部、企画部、消防本部、鳳来総合支所  
第159号議案 「質疑・討論・採決」  
第160号議案 「質疑・討論・採決」  
第177号議案 「質疑・討論・採決」  
第178号議案 「質疑・討論・採決」  
第179号議案 「質疑・討論・採決」  
第181号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 陳情の審査  
東日本大震災発生の日に関官庁施設に半旗掲揚を求める意見書の提出を求める陳情書 「討論・採決」  
自衛隊等の大震災救助活動に対して感謝の決議を要望する陳情書 「討論・採決」

### 出席委員（5名）

委員長	中西宏彰	副委員長	鈴木達雄
委員	丸山隆弘	滝川健司	菊地勝昭
議長	夏目勝吾		

欠席委員 なし

### 説明のため出席した者

総務部、企画部、消防本部、鳳来総合支所の係長職以上の関係職員

参考人 杉田謙一

### 事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事課長 西尾泰昭 書記 伊藤千加

開 会 午前9時00分

○中西宏彰委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、12日の本会議において本委員会に付託されました第159号議案、第160号議案、第177号議案から第179号議案まで、第181号議案の6議案並びに議長から送付された陳情について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第159号議案 新城市税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第159号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第159号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第160号議案 新城市議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び新城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第160号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第160号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第177号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第177号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第177号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第178号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第178号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第178号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第179号 市有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第179号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第179号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第181号議案 新城市名号温泉施設の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 指定管理が任意指定になっていますが、建設の経緯や財源の問題等もあってわかるんですが、監査委員の報告がありましたように、安易に任意指定にするのではなくて任意にするにはそれなりに審査をするということと、指定管理の状況等はどのようにチェックされているのか。指定管理料がゼロ円だからいいじゃないかというのではなく、

どのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

○中西宏彰委員長 梅原鳳来総合支所長。

○梅原淳範鳳来総合支所長 それでは、総合支所からお答えをいたします。

任意指定の経緯につきましては、委員ご指摘のとおり、そもそも大島ダムの水源地域振興策という形で地元要望、名号地区から要望があったという経緯がございます。それによりまして、本施設に係ります維持管理及び運営については名号区で行うということが前提で、事業採択されているものでございます。そういうことから、ほぼ名号区の住民で組織する名号事業組合という任意の団体をつくりまして、そこが管理運営をしておるという状況でございます。

それから、施設につきましては、旧名号小学校の敷地を活用しております。ご承知のとおり、駐車場もかなり狭いという状況の中で、地域の中で土地を駐車場に出し合っという形で運営をされておるものでございまして、そういうことから任意指定でやらせていただいております。

毎年の経営の状況であります。総会の資料等によりまして報告を受けておりました。それについて、近年につきましては、かなり赤字も出てきておるという状況であります。入場者数で言いますと、これは入湯税の資料ですが、最初の13年度が10万5千人弱、それが現在では4万2千人という状況であります。そういう形でありまして、営業利益で言いますと約500万円ぐらい損を出しているという状況でありまして、運営についても名号事業組合の中でどうしていかうかということを検討されておるという状況でございます。

それから、こういった機会等を通じまして、その施設は市のものでございますので、そういったところの聞き取り、不都合な点のところを互いに連絡を取り合いながら、運営をともに支え合っているというような状況で

あります。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 赤字が500万円と言われたが、それはどうやって補てんしているか、基金か何かあるんですか。赤字がどこまで追加されてもやっていけるのか疑問に思うんですけど。

○中西宏彰委員長 梅原鳳来総合支所長。

○梅原淳範鳳来総合支所長 これは13年度に10万5千人弱という話をしましたが、そのときは黒字でありました。もともとが地区住民の出資した事業組合というものを組織しておりますので、その出資金の中で運営がされているということでございまして、その当時としますと、資料によりまして平成13年度では1,600万円ぐらい黒字が出ておったと。それが赤字に転じたのが平成19年度からということですので、その間に投資された部分もありますが、そういったものの積み上げがあったということであると理解しております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今までの累積があるということで、赤字にも耐えられるということですけども、その累積がなくなった時点でどういう方向性になるのでしょうか。市から補てんという形になるのでしょうか、その辺について。

○中西宏彰委員長 梅原鳳来総合支所長。

○梅原淳範鳳来総合支所長 基本的には、要は名号地区への振興策という形の中で事業採択がされて、建設されたものでありまして、それを地区の中で運用しながら、こういう形で運営をしておるということでございますので、これについては、これからどんどん施設も古くなっていくわけですから、その点については最終的に市が資金を投入していくかということと言いますと、少し難しいかなというふうに考えています。極論で言いますと、中に入っております什器・備品、そういったものについても事業組合で用意されたもので

ございますので、そうしますと、例えて言うと、公募という形にしても駐車場の問題だとかいろんなことがありますので、なかなか公募もしづらいという施設でありますので、あわせて名号温泉の施設と集合会館という名号区で専用で使う施設というのを併設しているわけですが、それを梅の湯の休憩施設に使ったりしているわけですが、そういう施設が一緒にあるということですので、全体が名号温泉ということではなくて、併設されておる部分があるので、なかなかほかに運営を任せるとかいうことは考えにくいということになりますと、やはり名号事業組合が万歳してしまえば、市がそれ以上応援できるかということ、ちょっと難しいかなと考えています。

ただ、これは事業組合さんの赤字が大分増えてきたということで、ちょっと考えつつありますので、そこら辺はお互いに話し合いの中でどうしていくかということは考えていかないといけないと思いますが、市の施設で言いますとゆ〜ゆ〜ありいなとはまた性格が違うものと考えております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 状況はよくわかりました。そういう状況でいきなり改善は難しいかと思うんですけども、三遠南信名号インターができることがチャンスとなるのか、より遠くに行きやすくなって、名号が素通りされる可能性、諸刃の剣だと思うんですけど、そういう時期にあたって経営努力は難しいかなと思うんですけども、市の観光施設ということで何とかバックアップして存続できるような形を取っていくべきかなと思うんですけど、今言われたように、最終的には市が援助できないとなると、バンザイ、閉鎖という可能性もあるというふうに理解してよろしいですか。

○中西宏彰委員長 梅原鳳来総合支所長。

○梅原淳範鳳来総合支所長 これは市政報告懇談会の席でも、やはり三遠南信インターの関係で質問が出されました。そういうことで、

三遠南信インターチェンジをどういうふう  
に活用していくんだという質疑の中で、市長は  
観光施策というものに結び付けてというこ  
とを申しておりましたので、そこら辺は板敷川  
の始まりのところでありますので、そうい  
ったことも含めて一体的にというような考え  
方もできるのかなと思います。ですから、こ  
れは私が申し上げることではないですが、観  
光施策の中でインターや、滝川委員が申さ  
れたように、これを機会に何とか戻れるよ  
うな形、できるだけ集客ができるような形、  
名号事業組合でも努力をしていただきます  
が、市でもそういったことが考えていけ  
ればと考えておりますが、何しても看板を  
つくったりだとかという簡単なことで済  
んでいくのかということ、なかなかそう  
でもないと思いますので、そこら辺は観  
光の計画や道路の整備ということと絡  
んでくるのかなと思っております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 最後に一点だけ、今の赤字  
の関係で、内部留保がなくなるのは・・・。  
予測はできないんでしょうけど。

○中西宏彰委員長 梅原鳳来総合支所長。

○梅原淳範鳳来総合支所長 内部留保自体が  
今どこまであるかというのは、実際に総会  
の資料の中にはないものですから、私ども  
が知り得ない部分です。ただ、今回の指  
定管理の話し合いの中でも、やはりそこ  
ら辺が厳しいと。ほかの指定管理、ゆ～  
ゆ～ありいな指定管理料が出ているじ  
ゃないかというような意見も事業組合  
の中にあるというふう聞いております。  
ですので、かなり厳しくなってきた  
おるのかなというふうには思いますが、  
今回の指定期間の中でじっくり考えて  
いくということになっていくのかなと思  
います。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 この3年間は何とかな  
るかなという五分の感觸と理解してい  
いですか。

○中西宏彰委員長 梅原鳳来総合支所長。

○梅原淳範鳳来総合支所長 はっきりは申せ

ませんが、一応そういうことで受けて  
いただいたというふうに。ただ、この途  
中でも立ち行かなくなればということ  
は考えられます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はあり  
ませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 観光戦略についてのお  
尋ねなのですが、151号線沿い、鳳来  
の支所からの沿線上、特に今年は豊根  
で落盤があったりして、交通量も激減  
し観光客も減っております。最近の情  
報ですと能登瀬のレストラン板敷も  
経営をやめるというような話も聞いて  
いるんですけども、沿線上、今年は特  
に顕著に寂れているという状況があ  
ります。

先ほど質疑の中にもありましたよ  
うに、三遠南信が便利になってくる  
と思うんですけど、プラス思考で常  
に考えていかないと観光戦略とい  
うのは成り立たないですから、や  
はりそこで積極的に市がかかわって  
、財政的なものは置いといて、施  
策として力をいれるべきではない  
かと新たに思います。現状で何と  
か踏みとどまるというような事業  
組合の考え方からも転換して、新  
たに先を見通して経営戦略が  
できるように、名号事業組合に  
対しても指導していただければ  
と思っておりますが、支所とし  
てどうですか。

○中西宏彰委員長 梅原鳳来総合支所長。

○梅原淳範鳳来総合支所長 観光課  
がありますので、私が飛び越えて  
という話ではないですが、同じ市  
所の敷地内に観光課があります  
ので、そういった点については、  
もちろん連携を取りながらいき  
たいと思っております。

それから、名号事業組合の人  
たちが守りということではなく  
て、攻めてはおるんですけども、  
その攻めにも乗れないほどの太  
和金トンネルの通行どめという  
のがかなり大きく影響してお  
ると。もちろん豊根温泉もそう  
ですし、とうえい温泉もかなり  
の打撃だということの名号温  
泉でも言うておりました。

そういうことで、何とかしたい  
という思い

はあるわけですが、なかなか人の流れというのは、一度そこでとまってしまうと、それ以上には行かない。だから、委員が言われたように、今回の三遠南信の開通によって、それを起爆剤に何とか引っぱってこれればと思います。その点については歩調を合わせながら、できるだけ協力できるところは協力して、互いに協力して進めていければと思っています。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 条件がそろっていますので、プラス思考でお願いしたい。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第181号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第181号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前9時20分

再 開 午前9時21分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

愛知の教育を考える会事務局長から提出された「東日本大震災発生の日に全官庁施設に半旗掲揚を求める意見書の提出を求める陳情書」及び愛知の教育を考える会事務局長ほか

2名から提出された「自衛隊等の大震災救助活動に対して感謝の決議を要望する陳情書」を一括議題とします。

本日は、参考人として杉田謙一さんの出席を得ております。

この際、委員長から一言ごあいさつ申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、総務消防委員会の陳情審査のためにご出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して、心から御礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお述べくださるようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

参考人から陳情に関してのご説明やご意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

はじめに、一つ目の陳情「東日本大震災発生の日に全官庁施設に半旗掲揚を求める意見書の提出を求める陳情書」についてのご説明をお願いします。

○杉田謙一参考人 おはようございます。よろしく願いいたします。

先日、ブータンの国王が日本にみえました。非常に感動的なお話を国会でもされました。震災の翌日からずっと日本のために祈り続けていただいたという国王、国民、非常に感動するものがありました。

我が国、この震災の直後、多くの国民が多くの義援金を集めたり、各国からもたくさんの義援金が集まりました。

そして今、ここまで来ますと、残念ながらボランティアの人たちが非常に少なくなってしまっているというのが現状であります。だんだんとこれが風化してしまえば、もういいんじゃないとか、国民の関心が減ってしまう、非常に辛いものがあります。何とか復興のために国民の心をつなぎ、きずなをしっかりと持っていきたいというのが私どもの思

いであります。

さて、来年の3月11日、この日は国民がこぞって、慰霊も含めて復興の決意をする日にしていただきたいと思っておるんですが、この日が日曜日なんです。そうすると、官公庁において休みのところが多くなってしまいます。国民として半旗を掲げて、この日を悼み、哀悼するという思いが、悲しいかな、いろんな官庁のところ、出勤して、半旗を掲げて、お休みを取って、また半旗を降納して、それをやってくれるかどうか、非常に大きな疑問があるんです。

あるいは、愛知県下の例えば小中学校、先生方が勤務をされ、恐らく日曜日でも勤務できる学校があると思いますが、日曜日は勤務しないという学校があったときに、では小中学校で半旗掲揚がその日にできるかどうか。

あるいは、法令や前例、いろいろな問題があります。例えば、警察の派出所、祝日ならば国旗が愛知県下全域で国旗を掲げることができるんです。しかし、祝日ではない、これは弔意をあらわす日、この日に交番などで半旗掲揚ができるかどうか。警察は官僚組織で、命令なり指示がなければ動けない組織でもあります。半旗を掲げてと言っても、揚げれば処分されるという、現実的にこのような、陛下のご即位20年のときがありました。こんなに国民的行事としてお祝いしたいときに、愛知県下の交番で国旗を揚げられないんですと、実際に揚げられなかったんです。そんなばかな。しかし、それは命令がなければ、揚げたら、実際のところなぜ揚げたんだという指示が出たんですよ。もう驚きました。しかし、そういう硬直した官庁も実際にあるんです。

ですから、日曜日であってもぜひ掲げていただきたいと。多分、この市ではできると思いますが、県や国、すべての官庁においてそれができるようにぜひしてほしいということで、意見書の提出、その運動をしていただきたいという希望であります。同時に、一般国民

もぜひこの日に、あるいはこの日を中心とした1週間なり、半旗を掲げて弔意をあらわしてほしいということ、一般国民に対する呼びかけも含めての陳情であります。

これについては以上であります。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

以上で、一つ目の陳情に対する参考人からの説明、意見が終わりました。

これより、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てからご発言ください。

また、委員に対して質疑することができませんので、ご了承願います。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 新城市議会に陳情をされているわけですが、我々議会が半旗を掲げるという行為、直接その国旗掲揚等は議会としてかかわっておりません。議場には国旗も市旗も両方ありますが、本来なら新城市として、半旗なら市長のほうへ、そういうような陳情を出すべきだと思うのですが、そちらはもうされているんですか。

○中西宏彰委員長 杉田参考人。

○杉田謙一参考人 市へはまだ、これから十分に時間があると思ひまして、まだ直接お願いしてはおりません。しかし、市は恐らくやっていただけだろうということで、直前までにやっていただけと思っております。議会が3月11日でありますので、3月議会では間に合わなくて、12月議会に国と県に新城市議会として意見書を出していただきたいということで、間に合わないということで、今回12月議会で出ささせていただきました。3月11日までには市にお願いして、市としての取り組みに関してはお願いする予定であります。そういう趣旨であります。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]



○中西宏彰委員長 以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

次に、二つ目の陳情「自衛隊等の大震災救助活動に対して感謝の決議を要望する陳情書」についてご説明をお願いします。

○杉田謙一参考人 今、ここに「日本の防衛」の23年度版があります。これは、頭のほうに特集として、どのように自衛隊が今回の震災復興、支援にかかわったかというのが書いてあります。これは後で議長に贈呈させていただきたいと思いますが、この中に写真も入って、どのような活動をしてきたかというのが出ております。もうほんとにこういう状態ですよ。ずっと復興のために自衛隊が涙ながらに感動的な活動をしていた場面が掲載してありますので、また見ていただければと思っております。

私も震災の後、会としてみんなでカンパを集めて、私どもは松島の四つの島、そちらに長靴、作業着、帽子、全部こちらで買って、何が要るか、そして全部送ったり、義援金を届けたり、そんな形をして、現地にも行ってまいりました。まだ電気も復旧していませんから、お巡りさんが整理をしている状態とか、がれきを撤去したり、拾ったアルバムを拭いたり、本当に悲惨な状態があり、まだがれきの撤去も進んでいないとか、まだまだ進んでいない状況があるので、非常につらく思っております。

そして、行ったときにも多くの人に話を伺いました。現地の人たちが本当に元気に活躍されてみえるんですけども、私どもが言う前に、「本当に自衛隊の人がいなければできなかった」とか、まずそう言っていただけるんです。「本当にありがたかった」ということを語っていただくんです。こんなに頑張っているんだなど。

先日、8月でしたか、日本復興をテーマで豊橋でも豊田でも講演会をやりまして、そのときにとある参議院議員の先生がこんなこと

を言ってみえましたので、少しだけ読ませていただきます。

震災での自衛隊の活動についてですが、遺体にまつわる話ですが、「ご遺族の方から探してほしいと頼まれて、沼地などにボートや、あるいは胸まで沼につかりながら自衛隊員が搜索します。ご遺族はその様子をあたりで見ているわけです。ようやく見つかったときに、ご遺体が想像していない状態であっても、自衛隊員はご遺族との対面に立ち会うわけです。あるところでは、行方不明だった3歳の男の子のご遺体が自衛隊の搜索で見つかったのですが、ご遺体の状態は直視できるものではなかった。その後、ご遺体を遺体袋に入れて引き渡すときに、お母さんがよかったね、自衛隊の人たちが助けてくれたよと、今度生まれ変わって大きくなったら自衛隊に入れてもらおうねと、泣きながら語りかけたそうです。自衛隊員たちはみんなで線香をあげて合掌し、見送ったりするわけです。このご家族の姿を見て、自衛隊員は最後まで必死に搜索をしているんです」

ずっと様子を語っていただきました。涙ながらであります。隊員は支給された少量の食料を食べていただくわけですが、食料が足りませんから、それを皆さんの前では食べずに、陰で食べる。その陰で隊の車に乗って食べるわけですが、そこには遺体を収容されたにおいがずっとある。それでも、吐きながら食べ、明日のためには食べないとできないわけですから、そういう思いで食べて、活力を得て次の日を、最初の72時間は不眠不休でされたそうです。

先日、20人の仲間と豊川の駐屯地にお話を伺いにまいりました。自衛隊全体でも1万8千人以上のご遺体の収容をされたそうですけれども、その中でも話を聞くとすごいです。物すごい努力をされて、必死に搜索されて、沼地に入り込んでされるわけです。自衛隊の陸上なら、まだテレビに映る状態があります。

海上では潜って、ご遺体を上げるときには見えない状態で、それはテレビの画像にも出せない状態ですけども、本当に頑張ってください、今は収容が相当進んでいるという状態であります。

そういう自衛隊員の方たちが本当に頑張ってくださいましたことによって、ここまで進み、それを見たアメリカ兵も友達作戦という名前で、自衛隊に感動して我々はやるんだと、各国の協力もあったわけでありまして。私どもは、自衛隊をこれまではそれほど身近に感じなかった。しかし、こういう状態で自衛隊の人たちが必死にこの国の国民のために活動していただきました。それに対しては、やはり国民として感謝の思いを伝えなければ申しわけないと思う次第であります。

自衛隊だけではなく。消防隊の方、警察の方、みんな帰りたくない、向こうに残ってでもやりたい、本当にそのように活躍していただきました結果、今ここまで来ております。代表して自衛隊ということで取り上げましたが、思いはすべてのご努力くださいました皆さんに対する思いであります。代表として自衛隊員の方たちの本当のご努力に対する感謝の決議をぜひ、御市としても総意として上げていただけたらなと思って提出した次第であります。

以上であります。

**○中西宏彰委員長** ありがとうございます。

以上で、二つ目の陳情に対する参考人からの説明、意見が終わりました。

これより、参考人に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

滝川委員。

**○滝川健司委員** 今杉田さんが言われたように、今回は自衛隊だけではなく、警察官、消防官、海上自衛官、海上保安庁、公務員の中から、市役所、新城市からも行ってますし、全国民がやったわけですけど、あえて自衛隊だけそういう解釈をすると……。代表して

と言われたんですけど、そういうことでいいのかなと私は思うんですけど、今回のことに関しては全国民が一丸となってやったわけなんですけど、自衛隊の方々もわかってくれていると思いますし、あえて自衛隊にだけ感謝の決議というとその辺はちょっと……。と思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

**○中西宏彰委員長** 杉田参考人。

**○杉田謙一参考人** 本当に皆さんが必死にされたということはつくづくわかっておりますが、自衛隊が本当に頑張ってくださいましたということは、現地の人たちがみんな本当に言われるんです。数も10万人を超える皆さんが常時していただいたということもあります、動きが違うんです。危険なところに行ってしまう。僕も中に入ったけど、悪臭があって、危険だからここに来てはだめだとか、私は民間ですから、そう言われました。自衛隊員はそういうところであっても、本当に果敢にされてみえるんです。

遺体収容とか、今も除染に、そういう技術を持っていかれるのは基本的には自衛隊の方々、危険なところに行き、海に潜ってする。ダイバーの方も行かれますが、自衛隊がやはりやってくださったという功績は、どれだけ大きいかと。

自衛隊員はこれまでずっと、国民から評価されなかったことが非常に多いです。しかし、すごい決意と行動力を持ってしていただいたということに関しては、これは国民すべてが合意できることじゃないかと私は思っております。

**○中西宏彰委員長** 滝川委員。

**○滝川健司委員** 私は決して自衛隊員が評価されていないとは思ってないし、それは政権の方針に左右されるところもあるし、今回の自衛隊の活躍でもマスコミをはじめ新聞等でもあまりにも活躍の報道が少なかったという現実、それは国の政権の方針なら我々国民としてもしょうがないですよ。国民がみんな

な感謝しているのはわかっているし、国自体がそういう気持ちになければどうしようもないことなんです。わかっていると思いますけど、こういうことをやることによって何がどうなるんだと言われればそれまでかもしれませんけども、気持ちは十分わかっているつもりですけど。いろいろ言いたいことはあるでしょうけども。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 以上で、参考人に対する質疑が終了しました。

本日はまことにありがとうございました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前9時41分

再 開 午前10時02分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

はじめに、「東日本大震災発生の日に全官庁施設に半旗掲揚を求める意見書の提出を求める陳情書」について自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

菊地委員。

○菊地勝昭委員 それでは、「東日本大震災発生の日に全官庁施設に半旗掲揚を求める意見書の提出を求める陳情書」について、趣旨採択ということで討論を行います。

私は、3月11日の東日本大震災で約2万6千人の大勢の方が亡くなり、また東北地方では大変大きな財産も津波によって流出したり、大変な被害をこうむっております。それを国民全員で共有して、また復興も道半ばで、本当にまだ整理がついたところですので、これからまだかなりお金から人から、すべてにお

いて国を挙げて頑張っていないと復興もできないということで、そういう面でお互いの考え、連帯感を強めたり、意思疎通を図って、少しでも早く復興が進むようにするために、まず来年の3月11日、その日1日ということですので、国旗半旗を掲げることに趣旨採択ということで、それぞれの人がいろんなところで自分の意識として、それがどんどん広まっていくことが一番大事だと思いますので、趣旨採択ということで討論を終わります。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決をします。

趣旨採択の討論がありますので、起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に、「自衛隊等の大震災救助活動に対して感謝の決議を要望する陳情書」について自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄副委員長 私は趣旨採択ということで討論いたします。

特に自衛隊の活躍については、個人的には敬意を表したいと思っております。この陳情書と同様の内容の気持ちを持っているものでございます。

しかし、今回の大震災においては、公務、

公務でないにかかわらず尽力された方々は自衛隊に限らず、多くの方々があります。この陳情書にもありますように、一般公務員、無名の民間人一人一人というようなことでありますけれども、私も同感であります。そのすべての方々に敬意と感謝を申し上げたいと考えております。

今回の「自衛隊等の大震災救助活動に対して感謝の決議を要望する陳情書」でございますが、それを議会として決議することには、趣旨的にはわかりますけれども、新城市議会として決議の中身、趣旨というものの本意が伝わらないということを感じております。震災に当たって活動していただいた方への敬意、感謝をあらわせる、伝える方法はほかにもあると思いますので、今回の自衛隊等というような陳情書に対しては、内容はわかりますが、決議書としては少しこのままでは問題があるかとも思います。そういうことでありますので、今回は趣旨採択ということにしたほうがいいのではないかと思います。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択の討論がありますので、起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。

閉 会 午前10時09分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 中西宏彰